

令和 7 年 12 月 9 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

## 総務政策常任委員会報告資料

総務局

目 次

	ページ
1 神奈川県公益認定等審議会条例等の一部改正について	1
2 手数料の改定等について	4
3 茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る優先交渉権者の選定について	33

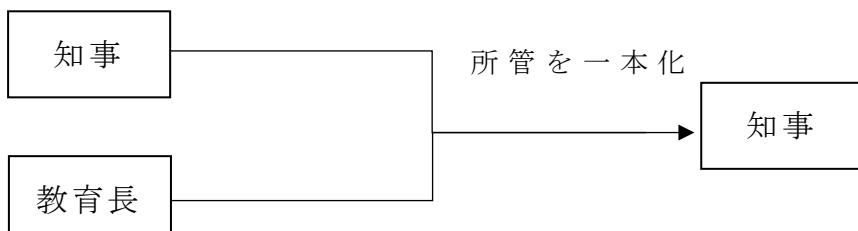
# 1 神奈川県公益認定等審議会条例等の一部改正について

## (1) 改正の趣旨

「公益信託ニ関スル法律」が全部改正され、「公益信託に関する法律」として、令和8年4月1日に施行される。

この改正により、公益信託の許可及び監督について、これまで主務官庁がそれぞれ行っていたところ、改正後は、公益法人と同様に、内閣総理大臣又は都道府県知事が、公益認定等委員会又は都道府県に置かれた合議制の機関に諮問した上で、認可及び監督を行うこととなった。

(神奈川県の場合)



これに伴い、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を神奈川県公益認定等審議会の委員に委嘱するため、神奈川県公益認定等審議会条例について所要の改正を行う予定である。

また、公益信託が、公益法人と共に共通の枠組で認可等を受けることを踏まえ、公益信託に公益法人と同等の税制上の措置が講じられることから、神奈川県県税条例について所要の改正を行う予定である。

## (2) 改正の概要

### ア 神奈川県公益認定等審議会条例について

「公益信託に関する法律」の施行に伴い、神奈川県公益認定等審議会※において公益信託の認可等についても審議を行うことになったことから、委員に求められる識見の一つとして、「公益信託に係る活動」を追加する改正を行う。

※ 神奈川県公益認定等審議会は、公益法人の認定等について、知事の諮問を受けて審議を行う合議制の機関

#### **イ 神奈川県県税条例について**

現在の公益信託制度において講じられている個人県民税の寄附金税額控除が、新たな公益信託制度においても適用できるよう改正を行う。

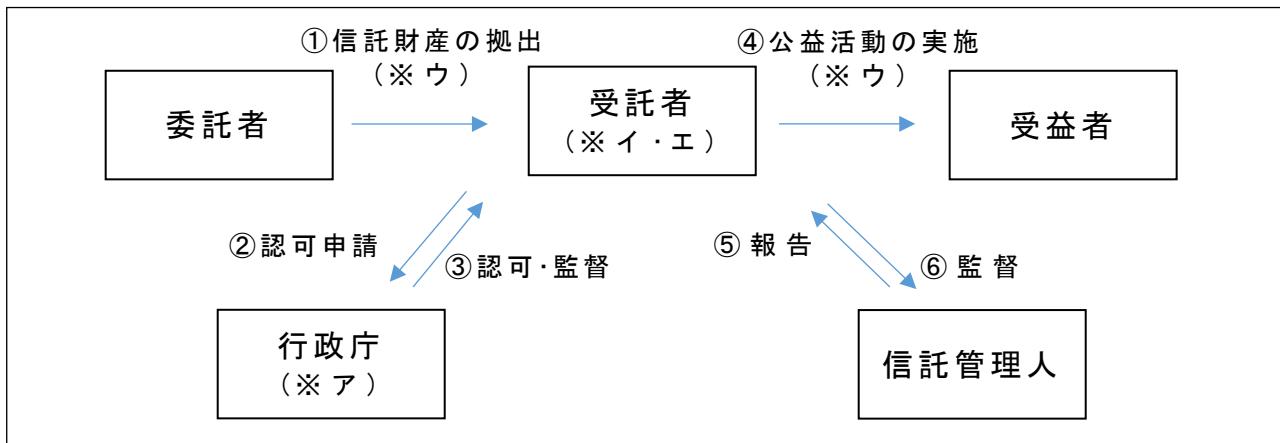
#### **(3) 今後の予定**

令和 8 年 2 月 第 1 回県議会定例会に条例改正議案を提出  
令和 8 年 4 月 施行（県税条例は令和 9 年 1 月 1 日施行）

## 公益信託制度の改正について

### ○ 公益信託制度について

契約又は遺言により、委託者から託された財産を用いて、受託者が委託者の想いに沿った公益活動を継続的に行う仕組。



### ○ 改正概要（令和8年4月施行）

民間公益の活性化を図るため、次のとおり改正となる。

#### ※ア 主務官庁制から統一の行政庁による認可・監督制度へ

これまでバラバラであった申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一的なものになる。

#### ※イ 受託者の範囲が拡大

信託会社に限らず、認可基準を満たせば受託者になることが可能になる。

#### ※ウ 信託財産・信託事務の範囲が拡大

金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にして、助成以外の公益的な活動が可能になる。

#### ※エ 優遇税制の対象となるための手続の簡素化

優遇税制の対象となるためには、受託者において、あらかじめ、一定の要件を満たしていることの認定・証明を受ける手続を要していたが、公益信託の認可を受けることで、当該手續が不要となる。

### ○ 経過措置

既存の公益信託は令和10年3月31日までに移行申請を行う。

## 2 手数料の改定等について

### (1) 概要

県では、受益者負担の原則の観点から、手数料の額について定期的な点検を行い、適正化に努めてきた。

平成28年度に点検のための調査を実施して以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により見送っていた調査を令和7年度に実施したことから、その結果を踏まえ、手数料の額の改定等を行う。

### (2) 点検の対象

神奈川県手数料条例で定める手数料のうち県単独で規定する手数料 1,048件

### (3) 点検の視点

受益者負担の適正化のため、現在の手数料の額と役務の提供にあたって必要となる経費の差が10%を超える場合、手数料の改定等について検討した。

### (4) 改定等の内容

別紙に記載の207件の手数料の額を改定し、26件の手数料を廃止する。

### (5) 今後の予定

令和8年2月 「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例」の議案を提出

令和8年4月 「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例」の施行(廃止分)

令和8年10月 「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例」の施行(改定分)

## 1 令和8年10月1日から改定する手数料

## (1) 環境農政局関係

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
家畜人工授精に関する講習手数料	(1) 家畜人工授精講習会 家畜1種類につき	2万3,000円	2万7,600円
	(2) 家畜体内受精卵移植講習会 家畜1種類につき	2万5,000円	3万円
	(3) 家畜体外受精卵移植講習会 家畜1種類につき	5,900円	7,000円
家畜検査手数料	(3) 鶏、七面鳥、あひる、うずら	20円	30円
	(4) 蜜蜂 1蜂群につき	60円	70円
家畜注射又は家畜薬浴の手数料	(1) 予防注射 エ ニューカップル病 (うち、生ウイルス予防液を使用する場合)	18円 (8円)	20円 (10円)

## (2) 健康医療局関係

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
栄養士免許手数料	—	5,600円	5,800円
栄養士免許証書換え交付手数料	—	3,200円	3,400円
栄養士免許証再交付手数料	—	3,600円	3,800円
第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	—	2万2,400円	2万3,700円
第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料	—	3,200円	3,800円

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	—	3,200円	3,800円
准看護師免許手数料	—	5,600円	6,400円
准看護師再教育研修修了登録申請手数料	—	5,600円	5,900円
准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料	—	3,400円	4,000円
准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料	—	4,100円	4,400円
准看護師免許証書換え交付手数料	—	3,400円	4,000円
准看護師免許証再交付手数料	—	4,100円	4,900円
助産婦名簿謄本交付手数料	—	4,300円	4,500円
保健婦免状書換え交付手数料	—	3,400円	3,600円
看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料	—	3,400円	3,600円
保健婦免状再交付手数料	—	4,100円	4,300円
看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料	—	4,100円	4,300円
病院開設許可手数料	—	4万1,330円	4万5,260円
診療所開設許可手数料	—	1万8,150円	2万円
助産所開設許可手数料	—	1万1,100円	1万2,300円
病院検査手数料	—	4万3,580円	4万8,000円
診療所検査手数料	—	2万2,260円	2万6,000円
助産所検査手数料	—	1万6,170円	1万9,110円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	—	2万7,300円	3万900円

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
毒物又は劇物の販売業登録申請手数料	—	1万4,800円	1万6,900円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	—	1万300円	1万900円
毒物又は劇物の販売業登録更新申請手数料	—	6,400円	7,400円
毒物劇物取扱者試験手数料	—	1万500円	1万2,600円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	—	5,200円	5,400円
毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票書換え交付手数料	—	2,400円	2,800円
毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	—	2,400円	2,800円
毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票再交付手数料	—	4,000円	4,800円
毒物劇物販売業登録票再交付手数料	—	4,000円	4,800円
診療エツクス線技師免許証再交付手数料	—	4,200円	4,400円
診療エツクス線技師免許証書換え交付手数料	—	3,700円	3,900円
覚醒剤施用機関指定申請手数料	—	3,900円	4,600円
覚醒剤研究者指定申請手数料	—	3,900円	4,600円
覚醒剤原料取扱者指定申請手数料	—	1万1,500円	1万3,400円
覚醒剤原料研究者指定申請手数料	—	3,900円	4,600円

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料	—	<u>2,900円</u>	<u>3,200円</u>
麻薬卸売業者免許申請手数料	—	<u>1万4,600円</u>	<u>1万6,600円</u>
麻薬小売業者免許申請手数料	—	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
麻薬使用者免許申請手数料	—	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
麻薬管理者免許申請手数料	—	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
麻薬研究者免許申請手数料	—	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬使用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証再交付手数料	—	<u>2,700円</u>	<u>3,200円</u>
向精神薬卸売業者免許申請手数料	—	<u>1万4,600円</u>	<u>1万6,600円</u>
向精神薬小売業者免許申請手数料	—	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
向精神薬試験研究施設設置者の登録申請手数料	—	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
薬局開設許可申請手数料	—	<u>2万9,100円</u>	<u>3万4,900円</u>
薬局開設許可更新申請手数料	—	<u>1万1,100円</u>	<u>1万3,300円</u>

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
地域連携薬局認定申請手数料	—	<u>1万1,100円</u>	<u>1万2,000円</u>
地域連携薬局認定更新申請手数料	—	<u>1万1,100円</u>	<u>1万2,000円</u>
専門医療機関連携薬局認定申請手数料	—	<u>1万1,100円</u>	<u>1万2,000円</u>
専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料	—	<u>1万1,100円</u>	<u>1万2,000円</u>
薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	—	<u>7,200円</u>	<u>7,600円</u>
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業若しくは医療機器の修理業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所若しくは医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は基準確認証書換え交付手数料	—	<u>2,000円</u>	<u>2,400円</u>
医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業若しくは医療機器の修理業の許可証、医薬品、医薬部外	—	<u>2,900円</u>	<u>3,400円</u>

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
品若しくは化粧品の製造所若しくは医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は基準確認証再交付手数料			
化粧品製造販売業許可申請手数料	—	6万3,200円	7万4,800円
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	—	4,000円	4,400円
第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料	—	10万2,900円	11万2,800円
医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料	—	6万3,200円	6万6,200円
薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	—	1万1,100円	1万3,300円
医薬品製造業許可申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業((3)に掲げるものを除く。)	9万4,300円	9万4,800円
	(3) 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	4万8,700円	4万9,800円
医薬部外品製造業許可申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業((3)に掲げるものを除く。)	6万1,100円	7万2,300円
	(2) 一般医薬部外品(無菌医薬部外品を除く医薬部外品をいう。以下同じ)	4万4,500円	5万2,200円

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	。) の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。)		
	(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	3万4,100円	3万9,700円
化粧品製造業許可申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((2)に掲げるものを除く。)	4万4,500円	5万2,200円
	(2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	3万4,100円	3万9,700円
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	—	5,600円	6,700円
医薬品製造業許可更新申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。)	6万5,300円	6万8,700円
医薬部外品製造業許可更新申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。)	4万3,500円	5万1,200円
	(2) 一般医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げる	3万1,000円	3万4,700円

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	ものを除く。)		
	(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	<u>2万3,800円</u>	<u>2万7,100円</u>
化粧品製造業許可更新申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((2)に掲げるものを除く。)	<u>3万1,000円</u>	<u>3万4,700円</u>
	(2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	<u>2万3,800円</u>	<u>2万7,100円</u>
医薬部外品製造業許可区分変更又は追加の許可申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。)	<u>5万1,800円</u>	<u>5万9,800円</u>
	(2) 一般医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。)	<u>3万7,200円</u>	<u>4万4,700円</u>
	(3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	<u>3万円</u>	<u>3万4,700円</u>
化粧品製造業許可区分変更又は追加の許可申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((2)に掲げるものを除く。)	<u>3万7,200円</u>	<u>4万4,700円</u>
	(2) 化粧品の製造工程のうち包装、表	<u>3万円</u>	<u>3万4,700円</u>

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	示又は保管のみを行う製造業		
医薬品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	—	3万2,400円	3万7,500円
医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	—	3万2,400円	3万7,500円
化粧品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	—	3万2,400円	3万7,500円
医薬品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	—	2万3,400円	2万6,400円
医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	—	2万3,400円	2万6,400円
化粧品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	—	2万3,400円	2万6,400円
薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	—	90円	100円
要指導医薬品又は一般用医薬品製造販売承認申請手数料	—	8万7,900円	9万100円
医療用医薬品製造販売承認申請手数料	—	21万2,400円	22万700円
医薬部外品製造販売承認申請手数料	—	4万8,400円	5万5,200円
製造販売承認申請時に おける医薬品製造管理 又は品質管理の方法の 適合性調査申請手数料	(1) 無菌医薬品の製 造管理又は品質管 理の方法の適合性 調査 ((3)から(5)ま でに掲げるものを 除く。)	7万7,400円	9万2,700円

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。)	<u>5万9,000円</u>	<u>6万4,700円</u>
	(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。)	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
	(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
	(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 (製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。)	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
製造販売承認申請における医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 ((3)から(5)までに掲げるも	<u>7万7,400円</u>	<u>9万2,700円</u>

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	のを除く。)		
	(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 ((3)から(5)までに掲げるもののを除く。)	<u>5万9,000円</u>	<u>6万4,700円</u>
	(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。）	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
	(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
	(5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
医薬品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料	(1) 無菌医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管の	<u>14万9,000円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて	<u>17万8,800円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	みを行うものを除く。) を含む医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 ((5)に該当するものを除く。)	得た額	得た額
	ア 無菌医薬品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1 品目ごとに	<u>3,000円</u>	<u>3,300円</u>
	イ 一般医薬品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1 品目ごとに	<u>1,500円</u>	<u>1,800円</u>
	(2) 一般医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。) を含む医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 ((1)及び(5)に該当するものを除く。)	<u>10万7,300円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額	<u>12万8,700円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額
	ア 一般医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1 品目ごとに	<u>1,500円</u>	<u>1,800円</u>
	(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示	<u>6万3,100円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額	<u>7万1,500円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	又は保管のみを行うものに限り、(4)に該当するものを除く。)		
	(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）	<u>6万3,100円</u> に1品目ごとに500円を加えて得た額	<u>7万1,500円</u> に1品目ごとに500円を加えて得た額
	(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）	<u>6万3,100円</u> に1品目ごとに500円を加えて得た額	<u>7万1,500円</u> に1品目ごとに500円を加えて得た額
医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料	(1) 無菌医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 ((5)に該当するものを除く。)	<u>14万9,000円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額	<u>17万8,800円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額
	ア 無菌医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。）	<u>3,000円</u>	<u>3,300円</u>

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	1品目ごとに		
	イ 一般医薬部外品 (ウ及びエに掲げるものを除く。) 1品目ごとに	1,500円	1,800円
	(2) 一般医薬部外品 (製造工程のうち 包装、表示又は保管のみを行うものを除く。)を含む 医薬部外品の製造 管理又は品質管理 の方法の定期の適合性調査 ((1)及び (5)に該当するものを除く。)	10万7,300円に品 目に応じて次に定 める金額を加えて 得た額	12万8,700円に品 目に応じて次に定 める金額を加えて 得た額
	ア 一般医薬部外品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに	1,500円	1,800円
	(3) 医薬部外品の製 造管理又は品質管 理の方法の定期の 適合性調査 (製造 工程のうち包装、 表示又は保管のみ を行うものに限り 、(4)に該当するも のを除く。)	6万3,100円に品 目に応じて次に定 める金額を加えて 得た額	7万1,500円に品 目に応じて次に定 める金額を加えて 得た額
	(4) 医薬部外品の製 造管理又は品質管 理の方法の定期の 適合性調査 (製造 工程のうち医薬品 医療機器等法第13	6万3,100円に1 品目ごとに500円 を加えて得た額	7万1,500円に1 品目ごとに500円 を加えて得た額

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)		
	(5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）	<u>6万3,100円</u> に1品目ごとに500円を加えて得た額	<u>7万1,500円</u> に1品目ごとに500円を加えて得た額
薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	—	<u>90円</u>	<u>100円</u>
要指導医薬品又は一般用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	—	<u>3万6,000円</u>	<u>4万2,600円</u>
医療用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	—	<u>11万700円</u>	<u>13万500円</u>
医薬品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。)	<u>14万9,000円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額	<u>17万8,800円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万1,500円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額
	ア 無菌医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。）1品目ごとに	<u>3,000円</u>	<u>3,300円</u>
	(2) 一般医薬品の製造管理又は品質管	<u>10万7,300円</u> に品目に応じて次に定	<u>12万8,700円</u> に品目に応じて次に定

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。)	める金額及び <u>1万円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額	める金額及び <u>1万1,500円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額
	ア 一般医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに	<u>1,500円</u>	<u>1,800円</u>
	(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。） (4)に該当するものを除く。）	<u>6万3,100円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額	<u>7万1,500円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万1,500円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額
	(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）	<u>6万3,100円</u> に品目に応じて 500 円及び <u>1万円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額	<u>7万1,500円</u> に品目に応じて 500 円及び <u>1万1,500円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額
医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。)	<u>14万9,000円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額	<u>17万8,800円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万1,500円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
			を加えて得た額
ア 無菌医薬部外品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに		3,000円	3,300円
(2) 一般医薬部外品 の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び (4)に該当するものを除く。)		10万7,300円に品 目に応じて次に定 める金額及び1万 円に当該確認に係 る製造販売業者の 数を乗じて得た額 を加えて得た額	12万8,700円に品 目に応じて次に定 める金額及び 1万1,500円に当 該確認に係る製 造販売業者の数 を乗じて得た額 を加えて得た額
ア 一般医薬部外品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに		1,500円	1,800円
(3) 医薬部外品の製 造管理又は品質管 理の方法の適合性 確認 (製造工程の うち包装、表示又 は保管のみを行う ものに限る。) (4) に該当するものを 除く。)		6万3,100円に品 目に応じて次に定 める金額及び1万 円に当該確認に係 る製造販売業者の 数を乗じて得た額 を加えて得た額	7万1,500円に品 目に応じて次に定 める金額及び 1万1,500円に当 該確認に係る製 造販売業者の数 を乗じて得た額 を加えて得た額
(4) 医薬部外品の製 造管理又は品質管 理の方法の適合性 確認 (製造工程の うち医薬品医療機 器等法第13条の2 の2第1項に規定 する保管のみを行 うものに限る。)		6万3,100円に品 目に応じて 500円 及び1万円に当該 確認に係る製造販 売業者の数を乗じ て得た額を加えて 得た額	7万1,500円に品 目に応じて500円 及び1万1,500円 に当該確認に係 る製造販売業者 の数を乗じて得 た額を加えて得 た額

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
変更計画に係る医薬品 製造管理又は品質管理 の方法の適合性確認申 請手数料	(1) 無菌医薬品の製 造管理又は品質管 理の方法の適合性 確認 ((3)から(5)ま でに掲げるものを 除く。)	<u>7万7,400円</u>	<u>9万2,700円</u>
	(2) 一般医薬品の製 造管理又は品質管 理の方法の適合性 確認 ((3)から(5)ま でに掲げるものを 除く。)	<u>5万9,000円</u>	<u>6万4,700円</u>
	(3) 医薬品の製造管 理又は品質管理の 方法の適合性確認 (製造工程のうち 包装、表示又は保 管のみを行うもの に限り、(4)に掲げ るものと除く。)	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
	(4) 医薬品の製造管 理又は品質管理の 方法の適合性確認 (製造工程のうち 医薬品医療機器等 法第13条の2の2 第1項に規定する 保管のみを行うも のに限る。)	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
	(5) 医薬品の製造管 理又は品質管理の 方法の適合性確認 (製造所以外の施 設における試験検 査に係るものに限	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	る。)		
変更計画に係る医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性確認申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。)	<u>7万7,400円</u>	<u>9万2,700円</u>
	(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。)	<u>5万9,000円</u>	<u>6万4,700円</u>
	(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。)	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
	(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
	(5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造所以外	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	の施設における試験検査に係るものに限る。）		
第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	—	<u>10万2,900円</u>	<u>11万2,800円</u>
体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料	—	<u>10万2,900円</u>	<u>11万2,800円</u>
医療機器製造業登録申請手数料	—	<u>3万8,100円</u>	<u>3万8,300円</u>
体外診断用医薬品製造業登録申請手数料	—	<u>3万8,100円</u>	<u>3万8,300円</u>
医薬品販売業許可申請手数料	—	<u>2万9,100円</u>	<u>3万4,900円</u>
医薬品販売業許可更新申請手数料	—	<u>1万1,100円</u>	<u>1万3,300円</u>
配置従事者身分証明書交付手数料	—	<u>7,100円</u>	<u>8,500円</u>
配置従事者身分証明書書換え交付手数料	—	<u>2,000円</u>	<u>2,400円</u>
配置従事者身分証明書再交付手数料	—	<u>2,900円</u>	<u>3,400円</u>
登録販売者試験手数料	—	<u>1万4,300円</u>	<u>1万5,000円</u>
販売従事登録申請手数料	—	<u>7,600円</u>	<u>8,700円</u>
高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料	—	<u>2万9,100円</u>	<u>3万4,900円</u>
高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	—	<u>1万1,100円</u>	<u>1万3,300円</u>
医療機器修理区分変更又は追加の許可申請手	—	<u>2万1,400円</u>	<u>2万5,100円</u>

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
数料			
再生医療等製品販売業 許可申請手数料	—	<u>2万9,100円</u>	<u>3万4,900円</u>
再生医療等製品販売業 許可更新申請手数料	—	<u>1万1,100円</u>	<u>1万3,300円</u>
輸出用医薬品製造管理 又は品質管理の方法の 製造開始時における適 合性調査申請手数料	(1) 輸出用の無菌医 薬品の製造管理又 は品質管理の方法 の適合性調査 ((3) から(5)までに掲げ るもの除去。)	<u>7万7,400円</u>	<u>9万2,700円</u>
	(2) 輸出用の一般医 薬品の製造管理又 は品質管理の方法 の適合性調査 ((3) から(5)までに掲げ るもの除去。)	<u>5万9,000円</u>	<u>6万4,700円</u>
	(3) 輸出用の医薬品 の製造管理又は品 質管理の方法の適 合性調査 (製造工 程のうち包装、表 示又は保管のみを 行うものに限り、 (4)に掲げるものを 除去。)	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
	(4) 輸出用の医薬品 の製造管理又は品 質管理の方法の適 合性調査 (製造工 程のうち医薬品医 療機器等法第13条 の2の2第1項に 規定する保管のみ を行うものに限る)	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	。)		
	(5) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
輸出用医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の製造開始時における適合性調査申請手数料	(1) 輸出用の無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。)	<u>7万7,400円</u>	<u>9万2,700円</u>
	(2) 輸出用の一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。)	<u>5万9,000円</u>	<u>6万4,700円</u>
	(3) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。）	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
	(4) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)		
	(5) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）	<u>2万8,300円</u>	<u>3万2,500円</u>
輸出用医薬品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料	(1) 無菌医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 ((5)に該当するものを除く。)	<u>14万9,000円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額	<u>17万8,800円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額
	ア 輸出用の無菌医薬品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに	<u>3,000円</u>	<u>3,300円</u>
	イ 輸出用の一般医薬品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに	<u>1,500円</u>	<u>1,800円</u>

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	(2) 一般医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 ((1)及び(5)に該当するものを除く。)	10万7,300円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額	12万8,700円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額
	ア 輸出用の一般医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに	1,500円	1,800円
	(3) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に該当するものを除く。）	6万3,100円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額	7万1,500円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額
	(4) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）	6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額	7万1,500円に1品目ごとに500円を加えて得た額

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	(5) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）	6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額	7万1,500円に1品目ごとに500円を加えて得た額
輸出用医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料	(1) 無菌医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(5)に該当するものを除く。）	14万9,000円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額	17万8,800円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額
	ア 輸出用の無菌医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。）1品目ごとに	3,000円	3,300円
	イ 輸出用の一般医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。）1品目ごとに	1,500円	1,800円
	(2) 一般医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬部外品	10万7,300円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額	12万8,700円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査((1)及び(5)に該当するものを除く。)		
	ア 輸出用の一般医薬部外品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに	1,500円	1,800円
	(3) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に該当するものを除く。）	6万3,100円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額	7万1,500円に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額
	(4) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）	6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額	7万1,500円に1品目ごとに500円を加えて得た額
	(5) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調	6万3,100円に1品目ごとに500円を加えて得た額	7万1,500円に1品目ごとに500円を加えて得た額

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
	査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）		
薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料	—	<u>2,000円</u>	<u>2,400円</u>
薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料	—	<u>2,900円</u>	<u>3,400円</u>
地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の書換え交付手数料	—	<u>2,000円</u>	<u>2,400円</u>
地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の再交付手数料	—	<u>2,900円</u>	<u>3,400円</u>
販売従事登録証書換え交付手数料	—	<u>2,000円</u>	<u>2,400円</u>
販売従事登録証再交付手数料	—	<u>2,900円</u>	<u>3,400円</u>

(3) 県土整備局関係

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
開発登録簿の写しの交	用紙1枚につき	<u>470円</u>	<u>560円</u>

付手数料			
------	--	--	--

## 2 令和8年4月1日から廃止する手数料

### (1) 環境農政局関係

手数料の名称	金額
肥飼料等分析（鑑定）手数料	
(1) 定量分析	
ア 窒素	2,780円
イ りん酸（りんを含む。）	2,910円
ウ 加里	2,530円
エ 石灰（カルシウムを含む。）	2,400円
オ 苦土	2,810円
カ けい酸	2,200円
キ マンガン	2,800円
ク ほう素	3,640円
ケ 鉄	4,620円
コ カドミウム	6,450円
サ 銅	5,960円
シ 亜鉛	5,960円
ス 鉛	5,960円
セ 水銀	6,090円
ソ ニッケル	5,930円
タ クロム	5,930円
チ 硒（ひ）素	5,630円
ツ 有機炭素	4,920円
テ アルカリ分	2,340円
ト 粗たん白質	2,770円
ナ 粗脂肪	2,820円
ニ 粗纖維	4,200円
ヌ 粗灰分	1,260円
ネ 水分	880円
ノ その他 1成分につき	2,470円
(2) 定性分析 1成分につき	730円

### 3 茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る優先交渉権者の選定について

今後30年間にわたり茅ヶ崎ゴルフ場を利活用する事業者を募集した結果、次のとおり優先交渉権者を選定したので報告する。

#### (1) 土地概要

##### ア 諸元

所 在 地 茅ヶ崎市菱沼海岸 6815-3 外

敷地面積 196,807.53 m<sup>2</sup>

(内訳) 県 118,170.97 m<sup>2</sup>、茅ヶ崎協同(株) 75,099.73 m<sup>2</sup>、  
市 3,536.83 m<sup>2</sup>

用途地域 第一種低層住居専用地域（建ぺい率50%、容積率100%）

##### イ 沿革・経緯

昭和32年 市が県から土地を借りて市営ゴルフ場開設

昭和42年 市がゴルフ場の運営から撤退、民間事業者へ土地の貸付

平成26年 民間事業者が撤退意向を表明

次期利活用事業者が決定するまで暫定貸付け（～R3.3）

平成28年 1回目公募（選定事業者が辞退）

令和元年 2回目公募（コロナ禍により契約締結に至らず）

令和2年 市がゴルフ場継続の要望書提出

令和3年 令和8年3月まで5年間ゴルフ場として暫定貸付

令和6年 県・市・茅ヶ崎協同(株)3者で申合せを締結

令和7年 県・市・茅ヶ崎協同(株)・個人地権者4者で基本協定書を締結

#### (2) 事業者募集の内容

##### ア 概要

(ア) ゴルフ場を持続的に運営可能な民間事業者を募集する。

(イ) 利活用にあたっては、茅ヶ崎市が市民との意見交換等をもとに策定した「茅ヶ崎ゴルフ場区域の利活用に関する考え方」及び同考え方に基づき市が定めた地区計画を踏まえた内容とする。

##### イ 利活用の考え方

(ア) ゴルフ場の東側部分（現コース部分）については、「ゴルフコース継承ゾーン」として、その機能の維持を図る。

(イ) ゴルフ場の西側部分については、ゴルフ場利用者が利用する建築物を集約するとともに、多面的なポテンシャルを生かし、人々がつどい、交流する「居場所・交流ゾーン」として地域住民、来街者の両者にとって魅力的な場所となる都市機能の誘導を図る。

#### ウ 契約期間

令和8年4月1日～令和38年3月31日までの30年間

#### エ 借受賃料

年額 830円/m<sup>2</sup>以上

### (3) 応募及び審査の状況

#### ア 応募者数及び参加資格要件等の審査

2者から応募があり、必要な応募図書が提出されなかった1者を失格とした。

#### イ 優先交渉権者の選定

- 審査を通過した1者（グループ）について、プレゼンテーション及びヒアリング等を実施した。
- 学識経験者等で構成される事業者選定評価委員会委員から意見を聴取した。
- 県及び茅ヶ崎協同株式会社は、事業者選定評価委員会委員の意見を参考に、当該1者（グループ）を優先交渉権者として選定した。

#### 【優先交渉権者】

代表法人	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
構成員	株式会社 DE-SIGN グループ
	湘南造園株式会社

#### ウ 提案賃料

年額 154,604,682円（830円/m<sup>2</sup>）（うち県収入 98,081,906円）

#### エ 提案内容

- 広域避難場所であることを念頭に、ゴルフに限らず多様なイベントを開催し、「地域に開かれたゴルフコース」を指向
- 災害時における一時避難場所や物資集積場所として活用するため、行政と連携した平時からの防災に関する取組
- インドアゴルフをはじめとした多目的利用が可能なテントの設置
- 公園的緑地と宿泊・飲食事業の融合による拠点を形成

#### (4) 事業者選定評価委員会

各委員から提案内容に対する意見を聴取した。

##### (主な意見)

- 事業提案は概ね茅ヶ崎市策定の「茅ヶ崎ゴルフ場区域の利活用に関する考え方」に即している。
- 「居場所・交流ゾーン」における事業活動の検討が十分とはいえず実効性に疑問があることに加え、収益性が低いことから事業の継続性が懸念される。

#### (5) 選定結果及び選定理由

県及び茅ヶ崎協同株式会社は、事業者選定評価委員会の意見を参考に、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインを代表法人とするグループを優先交渉権者として選定した。

##### 【評価点 ※ () 内は各評価項目の配点】

事業提案 45.750 点 + 価格点 20.000 点 = 合計 65.750 点  
(80 点) (20 点) (100 点)

##### (選定理由)

- 「地域に開かれたゴルフコース」を目指し、幅広く県民の利用機会を提供しようとしていること。
- 広域避難場所として機能の充実強化に資するイベントを企画するなど、平時からの防災に関する取組が提案されていること。
- 既存の植生の活用など、みどり・生物多様性の保全や周辺景観への配慮がされており、地域に調和した利活用が期待できること。
- 「居場所・交流ゾーン」における収益性への懸念の声がある一方、「ゴルフコース継承ゾーン」において、これまでの実績を踏まえ地域に根差した事業展開が期待できること。

#### (6) 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月～ 契約書等の締結  
令和8年 4月～ 事業開始

参考

1 提案イメージ



2 位置図

至藤沢

至平塚

